

令和3年度 入札・契約制度の改正について
(建設工事・建設コンサルタント関係)

令和3年3月26日

1 簡易型総合評価落札方式の試行について

宇和島市では、価格と品質が総合的に優れた調達を推進していくため、令和3年度、「簡易実績型」による入札を一部の工事で試行します。

(令和3年7月以降の入札において、入札公告にその旨を記載しますのでご注意ください。)

【概要】

① 区分・適用範囲・評価区分(加算点)

区 分	簡易実績型	
適 用 範 囲	【土木一式】 設計金額1,000万円以上 【建築一式】 設計金額1,500万円以上 【その他】 設計金額1,000万円以上	
評 価 区 分 (加 算 点)	(1) 施工計画	—
	(2) 企業の施工能力	△
	(3) 配置予定技術者	○
	(4) 技術力の継続的な確保	○
	(5) 地理的要件	○
	(6) 地域貢献度	○

② 評価の方法

- ・評価値の算定方法

除算方式を採用します。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{施工体制確認点} + \text{加算点}) / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

※基礎点・・・入札参加資格を満たす場合に付与します。

※施工体制確認点・・・宇和島市低入札価格調査制度実施要領に規定する低入札者となった者が、施工体制確認の調査対象となります。(原則、低入札者以外の者は満点とします。)

提出された施工体制確認に係る調査資料及び事情聴取等の結果により、要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて、施工体制確認項目(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)毎に評価します。

※入札参加者の各評価項目(加算点)の得点は、入札参加者自らが評価した得点となります。

(自己採点方式を採用) ※過大評価の場合に限り訂正し、過小評価の場合は訂正しない。

③ 落札者の決定

- ・予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とします。

◆今後、「施工計画型」及び「実績確認型」についても検討します。

2 建設コンサルタント業務等の入札における最低制限価格制度の試行について

建設コンサルタント業務等において、ダンピング（低入札）受注による品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件悪化等の防止を図るため、最低制限価格制度を試行します。

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

※令和3年度は一部の建設コンサルタント業務等で試行します。

（本制度を適用する場合は、入札公告又は指名通知にその旨を記載しますのでご注意ください。）

【対象業務】

宇和島市が発注し、競争入札に付する業務のうち、設計金額が500万円以上の次の業務

- ・測量業務
- ・建築関係の建設コンサルタント業務
- ・土木関係の建設コンサルタント業務
- ・地質調査業務
- ・補償関係コンサルタント業務

【最低制限価格の算定方法】

業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.3を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4を乗じて得た額	10分の6	10分の8

3 「電気工事」及び「管工事」における格付けの試行について

公共工事の品質確保、担い手の中長期的な育成・確保などを促進するとともに、市内建設業の健全な発展を促進するため、令和3・4年度の競争参加資格審査申請の受付分より「電気工事」及び「管工事」を新たに格付け対象工種とします。

なお、現在受付中の令和3・4年度における格付けは周知を兼ねて結果を通知するための試行とし、入札への適用は次回令和5・6年度の格付けからとします。

【概要】

- ・格付け等級区分は、「A等級・B等級・C等級」の3段階とします。
- ・対象工事は、A等級が全工事、B等級が設計金額4,500万円未満、C等級が設計金額1,000万円未満とします。

4 工事成績評定結果の入札制度への反映について

工事内容の品質向上及び適正な施工の確保を図るため、市の発注した工事の工事成績評定点が65点未満のものは、下記の施工実績として認めないこととします。

【反映させる事項】

- 事後審査型一般競争入札公告個別事項の表中「工事の種類等」及び「その他（元請、出資比率等）」に掲げる要件
- 総合評価落札方式における評価項目の表中「同種・類似工事」に掲げる要件
- 宇和島市建設業者格付事務取扱要領第3条第2項の別表2（その2）「市工事の業種別完成工事高による加点」、別表2（その3の1）「工事請負金額による加点」、別表2（その3の2）「工事請負件数による加点又は減点」の対象